

# 工事積算基準等の運用

## Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 589 号農政部長通知) の一部改正

### 1. 適用年月日

|       |                   |                   |
|-------|-------------------|-------------------|
|       | 最新設計単価の対象工事       | 最新設計単価の対象外工事      |
| 積算基準日 | 令和 6 年 6 月 19 日以降 | 令和 6 年 8 月 21 日以降 |

| 改 正  | 現 行  | 備 考          |
|--|--|--------------|
| <p style="text-align: center;">Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用</p> <p>9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項</p> <p>〔全 般〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>労務単価の補正方法を示されたい。</p> </div> <p>1-1 時間外や深夜作業を行う工事の積算<br/>【省略】</p> <p>4 労務単価の補正フローについて<br/>【省略】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>近年、現行の標準歩掛では対応できない管更正工法などの新技術等の活用による積算が必要となる場合が生じるが、積算基準の適用について示されたい。</p> </div> <p>農政部制定の積算基準の取扱いや他官庁が制定した積算基準の準用等について、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農政部制定積算基準の取扱い<br/>農政部所管の請負工事の発注にあたっては、これにより積算すること。</p> <p>(2) 他官庁制定積算基準の取扱い<br/>農政部制定積算基準内で積算できない場合で、建設部、水産林務部など農政部以外が制定した積算基準や他官庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲の検証を行い準用すること。</p> <p>(3) 別途歩掛等を策定する場合の取扱い<br/>新技術等を活用する際に、前記(1)及び(2)が適用できない場合は、メーカー歩掛や工事資材等価格調査、見積書により新たに歩掛や施工費を策定する必要がある。<br/>また、<u>メーカー歩掛や見積書により歩掛策定した工種について、受注者から希望がある場合は</u>、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること（調査機関の実勢価格調査により策定した施工費は除く）。</p> <p>なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。<br/>見積り方法及び検証方法は、「土地改良事業等請負工事歩掛見積り要領の制定について」（平成 20 年 8 月 22 日付け事調第 571 号）によること。</p> | <p style="text-align: center;">Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用</p> <p>9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項</p> <p>〔全 般〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>労務単価の補正方法を示されたい。</p> </div> <p>1-1 時間外や深夜作業を行う工事の積算<br/>【省略】</p> <p>4 労務単価の補正フローについて<br/>【省略】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>近年、現行の標準歩掛では対応できない管更正工法などの新技術等の活用による積算が必要となる場合が生じるが、積算基準の適用について示されたい。</p> </div> <p>農政部制定の積算基準の取扱いや他官庁が制定した積算基準の準用等について、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農政部制定積算基準の取扱い<br/>農政部所管の請負工事の発注にあたっては、これにより積算すること。</p> <p>(2) 他官庁制定積算基準の取扱い<br/>農政部制定積算基準内で積算できない場合で、建設部、水産林務部など農政部以外が制定した積算基準や他官庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲の検証を行い準用すること。</p> <p>(3) 別途歩掛等を策定する場合の取扱い<br/>新技術等を活用する際に、前記(1)及び(2)が適用できない場合は、メーカー歩掛や工事資材等価格調査、見積書により新たに歩掛や施工費を策定する必要がある。<br/>また、<u>工事施工にあたっては、歩掛策定時に想定した現場条件と実際の現場条件が異なることが予想されるため</u>、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること（調査機関の実勢価格調査により策定した施工費は除く）。</p> <p>なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。<br/>見積り方法及び検証方法は、「土地改良事業等請負工事歩掛見積り要領の制定について」（平成 20 年 8 月 22 日付け事調第 571 号）によること。</p> | <p>字句の改正</p> |

新 旧 対 照 表

| 改 正  | 現 行  | 備 考                         |
|--|--|-----------------------------|
| <p>(4) フロー図</p> <p>(注1) 設計変更は工事着手前に行うこと。<br/> (注2) <b>試験施工</b>を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。<br/> (注3) 継続工事等の積算にあたっては、検証結果を考慮すること。<br/> (注4) NET I S (New Technology Information System)：新技術情報提供システム（国交省）<br/> (注5) 工事資材等価格調査業務処理要領に基づき策定した単価で材工共一式単価も含む。</p> <p><b>【省略】</b></p> | <p>(4) フロー図</p> <p>(注1) 設計変更は工事着手前に行うこと。<br/> (注2) <b>設計変更</b>を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。<br/> (注3) 継続工事等の積算にあたっては、検証結果を考慮すること。<br/> (注4) NET I S (New Technology Information System)：新技術情報提供システム（国交省）<br/> (注5) 工事資材等価格調査業務処理要領に基づき策定した単価で材工共一式単価も含む。</p> <p><b>【省略】</b></p> | <p>フロー図の改正</p> <p>字句の改正</p> |